

慢性閉塞性肺疾患（COPD） の現状について

厚生労働省健康局生活習慣病対策室

慢性疾患対策の更なる充実に向けた 検討会の概要

- 筋骨格系及び結合組織の疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などについては、現在のところ、系統的な施策はほとんど行われていない。
- 慢性疾患は、その種類が極めて多いことから、それぞれの疾患に伴う支援ニーズは多様で、すべての疾患への対策を一度に講じることは容易ではない。
- 一次予防から疾患の早期発見、適切な治療、合併症の予防までの一連の支援方策を具体的に示すことが必要である。
- 患者や患者を支える周囲が、主体的に正しい知識や動機付けを待って行動できるように支援していくことも必要である。

本検討会での検討事項

(1) 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の予防方策のあり方について

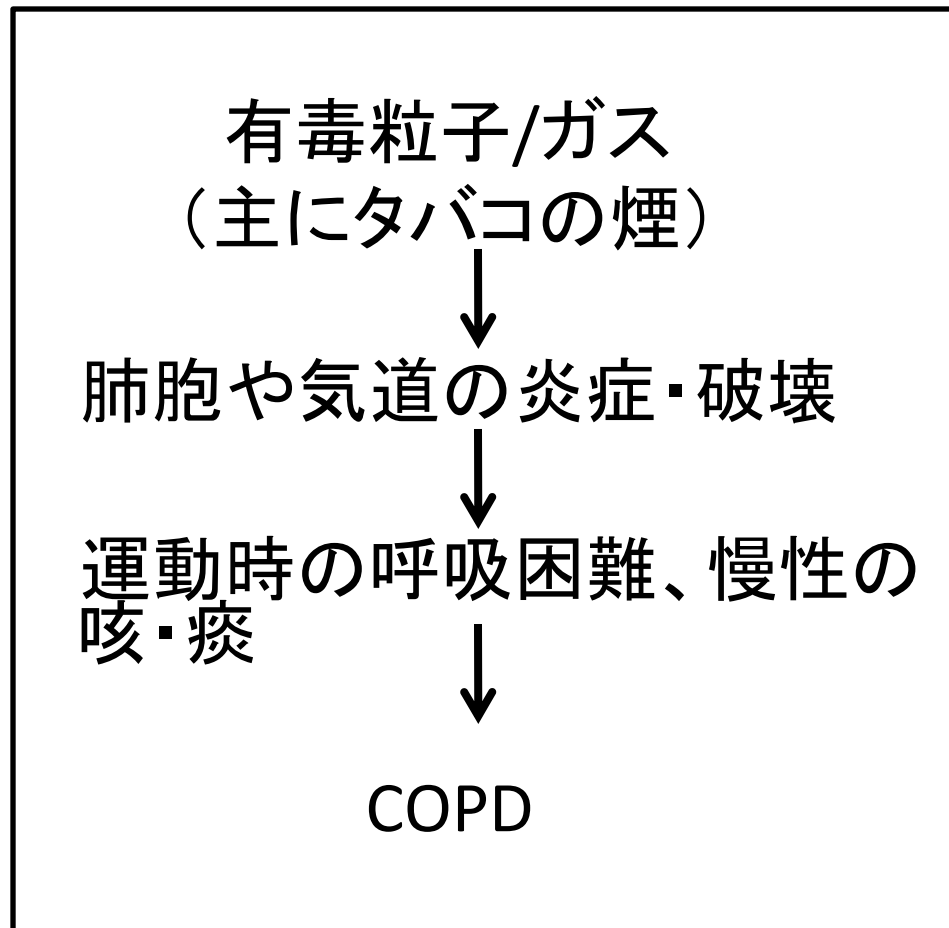
(2) 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の早期発見のあり方について

- 対象者、年齢について
- スパイロメトリー施行前に、スクリーニングは必要か等

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の現状

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) とは

- COPDとは有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患である。
- 発症と経過が緩徐であり、運動時の呼吸困難を生じる。
- 主な危険因子は喫煙であり、他に職業上の粉塵や化学物質、受動喫煙などがある。

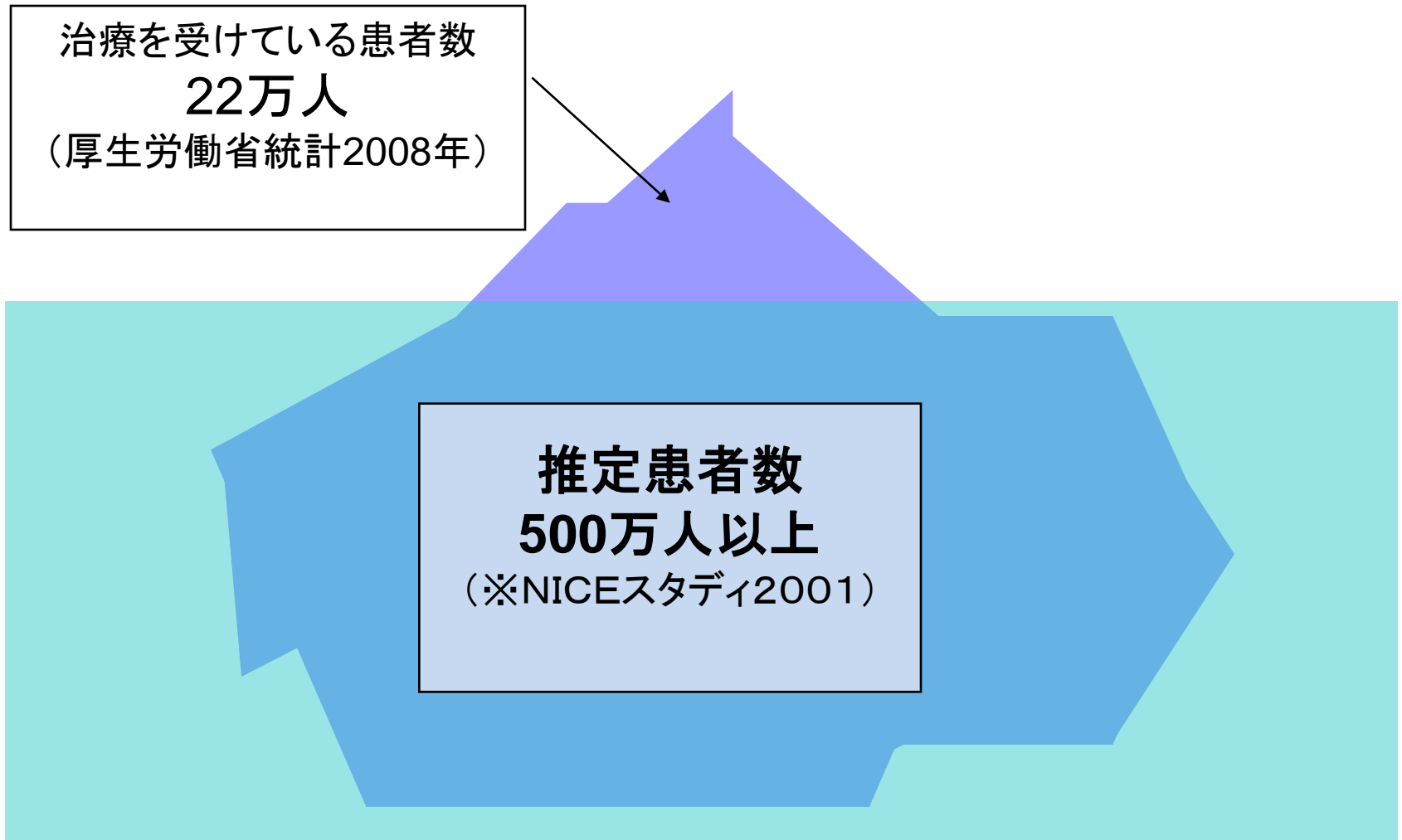


慢性疾患(生活習慣病)の現状

	総患者数 (千人) -H20年患者調査-	受療率 (人口10万人対) -H20年患者調査-	死亡者数 -H20年人口動態統計-	医療費(億円) 薬剤等含む -H17年国民医療費-
糖尿病	2,371	167	14,462	11,165
高血圧	7,967	478	6,264	18,922
悪性新生物	1,518	233	342,963	25,748
心疾患 (高血圧性を除く)	1,542	148	181,928	6,635
脳血管疾患 (脳卒中)	1,339	250	127,023	17,953
気管支炎及び慢性閉塞 性肺疾患(COPD)	224	32	15,520	1,741

総患者数:調査日において継続的に医療を受けている者の数

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の研究による推定患者数



※ NICE (Nippon COPD Epidemiology) スタディ
2001年に行われた、40歳以上の男女2,666名のデータによる大規模疫学調査

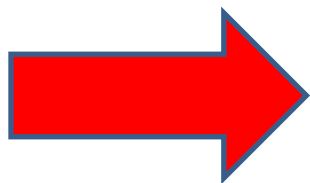
外来患者数疾病別順位

- | | | | |
|----|----------------|----|------------|
| 1 | 本態性（原発性）高血圧（症） | 11 | 腰痛症及び坐骨神経痛 |
| 2 | 脊椎障害（脊椎症を含む） | 12 | 白内障 |
| 3 | 関節症 | 13 | アレルギー性鼻炎 |
| 4 | 慢性腎不全 | 14 | 胃炎及び十二指腸炎 |
| 5 | 高脂血症 | 15 | 骨粗しょう症 |
| 6 | 喘息 | 16 | 狭心症 |
| 7 | インスリン非依存性糖尿病 | 17 | 肩の障害＜損傷＞ |
| 8 | 脳梗塞 | 18 | 緑内障 |
| 9 | 椎間板障害 | 19 | 胃潰瘍 |
| 10 | その他の糖尿病 | 20 | 軟部組織障害 |

38 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

• 慢性閉塞性肺疾患（COPD）について（WHO報告書2009年）

- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）は生命を脅かす肺の病気で、正常な呼吸を妨げる。—喫煙者の咳程度ではない—
- 世界中で慢性閉塞性肺疾患（COPD）の人は、2億1000万人と推計される。
- 2005年には300万人以上の人々が慢性閉塞性肺疾患（COPD）で死亡した。これは、その年の全ての死亡の5%にあたる。
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の原因の第一の要因は、たばこの煙（喫煙及び受動喫煙）である。
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）は完治しないが、治療は疾患の進展を遅らせることができる。
- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）による死亡は、リスク（特にたばこの煙）を低減させるための介入がなされない場合、次の10年間で30%以上増加すると予測される。



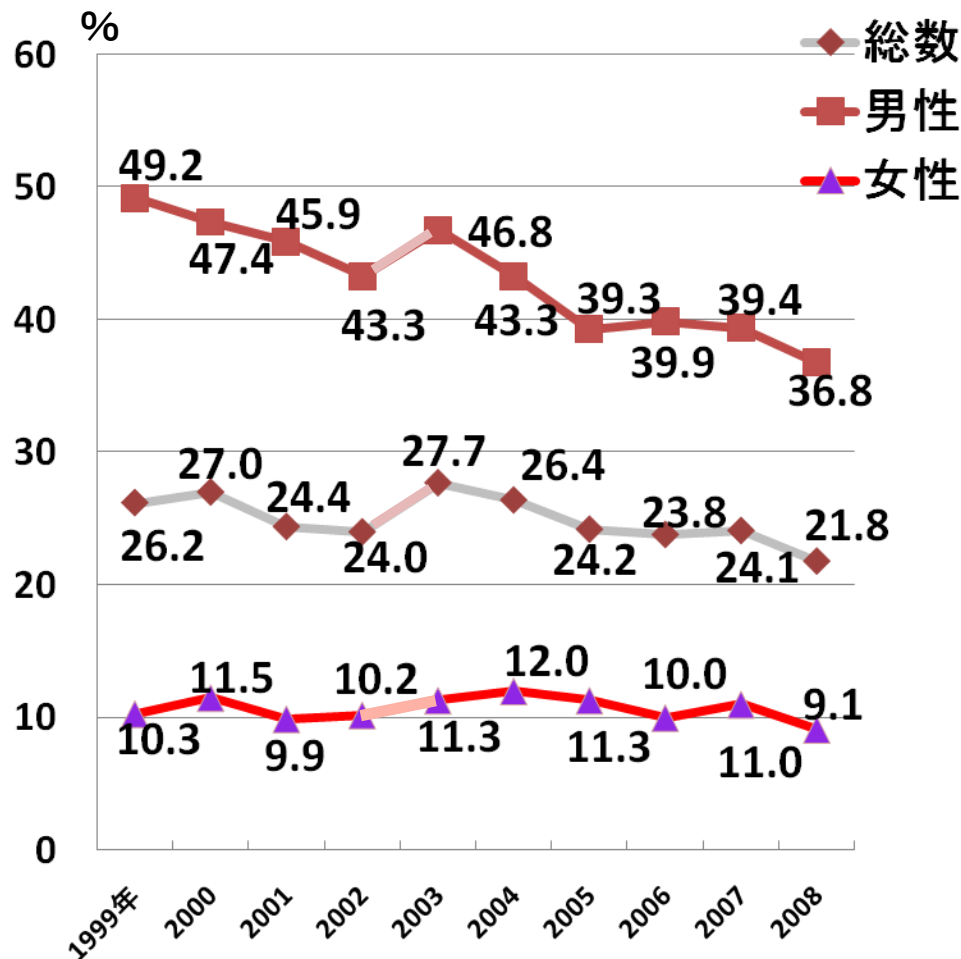
2030年には世界の死亡原因の第3位（死亡原因の8.6%）になると予想されている。

（WHO WORLD HEALTH STATISTICS 2008）

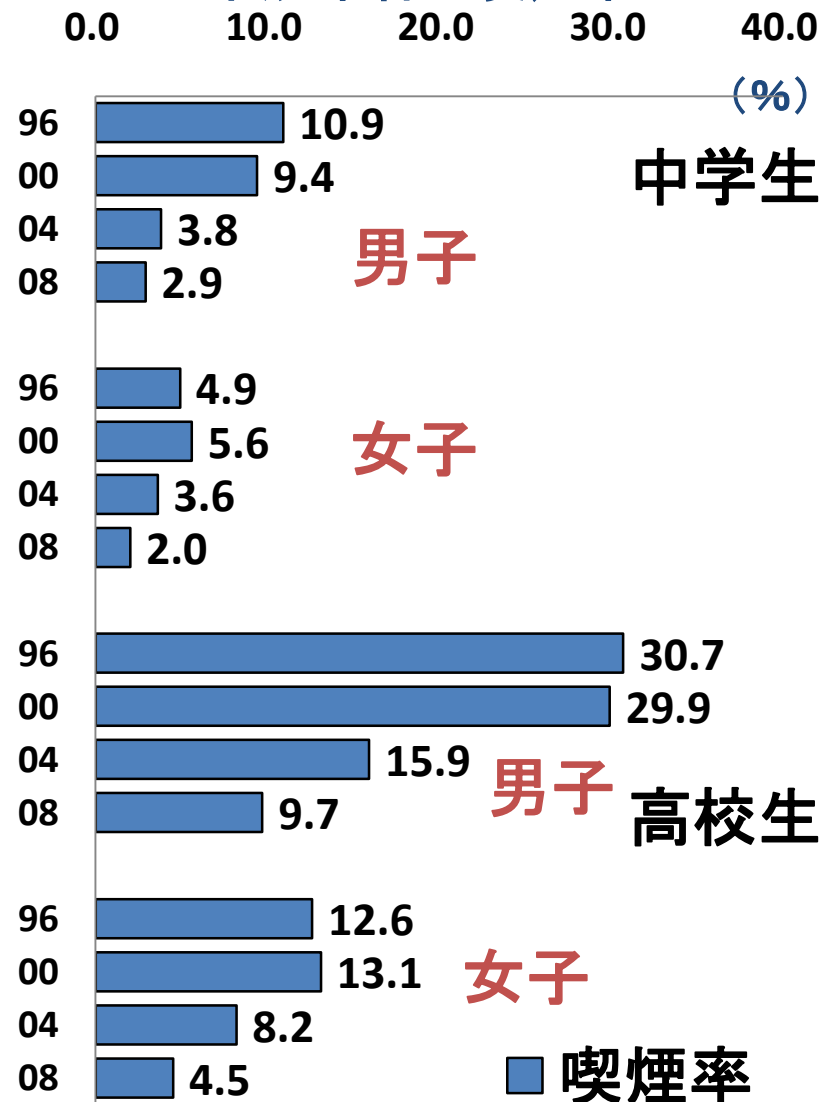
たばこ対策の現状

喫煙率の状況について

我が国の成人喫煙率



未成年者の喫煙率



出典：2002年までは国民栄養調査。2003年からは国民健康・栄養調査
 ※国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

出典：厚生労働科学研究費補助金
 「未成年者の喫煙実態状況に関する調査研究」等

近年のたばこを取り巻く状況

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約発効

(目的) たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

平成12年3月 健康日本21策定

(たばこ関係)
知識の普及、未成年者喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙支援

平成15年5月 健康増進法施行

第25条 (略) 多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

平成18年6月 がん対策基本法成立

(附帯決議)
十九、がんをはじめとする生活習慣病の予防を推進するため、革新的ながんの予防についての研究の促進及びその成果の活用、喫煙が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及を図るほか、喫煙者数の減少に向け、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に実施すること。

平成19年6月 がん対策推進基本計画策定

平成16年3月以降順次 広告規制の強化

平成16年3月に「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)の改正。平成16年4月以降順次テレビ、ラジオ、インターネット、屋外広告等を原則禁止とする等の措置。

平成17年7月 たばこパッケージの注意文言の改正

- ・新たな8種類の注意文言を作成し、平成15年7月のたばこ事業等分科会において承認
- ・平成17年7月以降に販売される製造たばこへの表示の義務付け。

平成18年4月 禁煙治療への保健適応

- ・平成18年度診療報酬改定において、ニコチン依存症管理料新設

平成20年7月 TASPO等全国導入

- ・成人識別機能付き自動販売機の導入
- ・未成年者喫煙防止対策の一環としての、たばこ業界による自主的取組